

20 内閣府 非予算(特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
2020010	NPO法人の利益配分と認定NPO法人要件の緩和	特定非営利活動促進法 租税特別措置法施行令	<p>【定義】 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。 イロ（略） 二（略） 【原則】 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。 2（略） 【その他の事業】 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に区分し、特別の会計として経理しなければならない。 第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして閣僚府長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。 【租税特別措置法施行令】 【認定特定非営利活動法人に対する寄附金の繰上控除の特例】 第三十九条の二十三 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 基礎認定期間における経費収入金額（に掲げる金額のうち、次に掲げる寄附金等収入金額（ロに掲げる金額（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、ロ及びハに掲げる金額の合計額）をいう。次項において同じ。）の占める割合が三分の一以上であること。 イ〜ハ（略） 12 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする法人が平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第四項の申請書を提出した場合における第一項の規定の適用については、同項第一号「三分の一」とあるのは、「五分の一」とする。</p>		<p>・現行法で規制されているNPO法人の利益配分について、一定の要件(認定された地域)の限定されたNPO法人と各事業の収益補完としての認定NPO法人を含む事業体)を高たしている場合、特定事業間の利益配分、での相互増進を可能とする。 ・寄附金に頼らず、事業からの収入を主とする為、認定NPO法人の要件であるPST基準を緩和する。</p>	<p>【提案理由】 ・宮戸市羽根町内の110万坪(一個人所有)で、下記6つのNPO法人による事業を実施し、相互の利益や損失を補完することで、一事業でのリスク分散とシナジー効果によって各事業の継続的安定を図り地域の活性化に貢献する。 ・寄附金に頼らず、主たる経費収入金額を事業の収入で賄う事業モデルの為、認定NPO法人の要件の一つであるPST基準が適合しないNPO事業である。 【措置】 ・対象となるNPO法人が限定されていることより、利益配分の緩和措置によって、事業の安定性を図る。 ・事業の情報公開と県 & 住民のチェック機能によって、事業の透明性を図る。</p>	C	I	<p>特定非営利活動法人は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする特定非営利活動(法第2条第1項別表)を行うことを主たる目的とする非営利法人である。 上記の目的を要し、法第3条第1項「特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってならない」とされており、明目的に利益の増進が限定される本提案は、特定非営利活動法人制度の趣旨に反するものである。 尚、提案で言及のある認定NPO制度の現状としては以下のとおりである。 認定NPO法人に対する税制上の各種優遇措置が、公的サービスの財源となる租税を減免するものであることから、優遇対象となる法人は、相当の公益性を有するものであることが必要である。 一方、NPO法人制度は、公的関与からなるべく自由を確保するという精神になっており、個々の法人の具体的な活動について認定するものではないことから、これに代わる仕組みとして、(どれだけ)国庫から幅広く支援されているかという点を基本的な考え方とした「パブリック・サポート・テスト」が認定NPO法人の要件の一つとなっている。 このため、「パブリック・サポート・テスト」により、総収入に占める寄附金の割合が一定程度以上であることが求められるが、この基準値は本来3分の1以上であるところ、平成23年度末までは特別として5分の1とし、緩和措置を講じているところである。</p>			1 0 5 9 0 1 0	株式会社 緑ドゥッラプラン	高知県	内閣府	
2020020	省庁対抗省エネ会戦ならび自治体対抗省エネ会戦	なし	なし		内閣府が主体となって通達を出す	<p>現在国をあげての温暖化対策を進めているが省庁間の温度差が激しく、このままでは京都議定書は達成出来ないと思われる。そこで従来の建物における原単位管理の中に「一人当たりの年間排出量」という新しい手法で庁舎管理を行いネットでの発電を義務づける事を提案したい。 従来の省エネルギーセンターが建物で建てた原単位は平米当たりのエネルギー使用量であり、ある程度の目安にしかならない。しかしながら、ある建物においてビルに入居する人数を年間エネルギー使用量を評価基準にして「1人当たりのCO2排出量」データを原単位に加えればより明確な判断が下せられる。 省庁対抗省エネ会戦は経済産業省すら議を引くと判断されるアイデアだがここは国策の15%を達成する為内閣府主導で進めるべきと思われる。</p>		I	京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る実効ある対策を総合的に推進するため、地球温暖化対策推進本部が内閣に設置されており、本事業はそうした機関において検討されるのが適当と考えられる。			1 0 7 0 0 1 0	NPO法人地球環境融合センター	東京都	経済産業省 環境省 内閣府	
2020030	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について	(内閣府所管分としては)特定非営利活動促進法	<p>【定義】 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。 一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。 イロ（略） 二（略） 【原則】 第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。 2（略） 【その他の事業】 第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に区分し、特別の会計として経理しなければならない。</p>		<p>現行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO法人は活動資金の大半を寄付で充てており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。 社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求める。</p>	<p>【具体的な実施内容】 NPO法人から株式会社への組織変更の容認 【現状の課題】 NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないため、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。 【期待される効果】 NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②必要調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる</p>	E	I	<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、会社法上の会社以外の法人が会社法上の会社に組織変更する場合は、当該法人の設立・継続に組織変更手続が定められているが、「特定非営利活動促進法」についても定めることができないか再度検討し回答されたい。</p>			1 0 7 3 0 5 0	株式会社バノナグループ シャドーキャビネット	東京都	法務省 内閣府	